

葉 個 審 第 2 号

令和元年 7 月 22 日

葉山町長 山梨 崇仁 殿

葉山町個人情報保護審査会

会 長 森 田 明



個人情報保護審査諮問書について（答申）

令和元年 6 月 11 日付け葉町健第 276 号により葉山町長から諮問された「オンライン結合による個人情報の提供について」（以下「本件諮問」という。）に関し、次のとおり答申する。

1 答申

本件諮問については適当と認める。

なお、葉山町においては、コンビニ交付サービス（個人番号カードを利用し、住民票の写し等の証明書をコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機により交付するサービスをいう。以下同じ。）の利用者が操作等に困った場合に問い合わせに応じられる体制を整え、連絡先を町民に周知すべきである。また、コンビニ店員の関与の実情を含め、コンビニ交付サービスにおける安全管理と円滑な運用を確保する上で問題が生じていないか注意を払い、適切に対処すべきである。

2 理由

（1） 本件諮問の内容

コンビニ交付サービスの導入にあたり、通信回線によって町が管理する電子計算機その他の情報機器と地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が構築・運用する証明書交付センターシステムを LGWAN によりオンライン結合し、町の保有する個人情報を町以外のものに提供することについて諮問するものである。

個人情報の提供先は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）である。

提供する個人情報は、次のとおりである。

ア 住民票の写しに係る情報（現在のものに限る。）

世帯主、住所、氏名など計 24 項目

- イ 住民票記載事項証明書に係る情報（現在のものに限る。）
世帯主、住所、氏名など計18項目
- ウ 印鑑登録証明書に係る情報
住所、氏名、生年月日など計7項目
- エ 町民税・県民税課税・非課税証明書に係る情報（現年度分に限る。）
氏名、生年月日、住所など計12項目
- オ 町民税・県民税所得証明書に係る情報（現年度分に限る。）
氏名、生年月日、住所など計12項目

（２） 葉山町におけるコンビニ交付サービスについて

ア 導入目的

コンビニ交付サービスは、社会保障・税番号制度の実施に伴い、平成28年1月から交付が開始された個人番号カードを利用し、住民票の写し等の証明書を全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機により交付するものである。

コンビニ交付サービスの実施により、証明書の交付場所及び取扱時間が拡大され、住民の利便性の向上、証明書発行窓口の混雑緩和等が期待でき、住民の福祉の向上に資するとされている。

イ 葉山町で予定しているコンビニ交付サービス

葉山町で予定しているコンビニ交付サービスの概要は次のとおりである。

発行対象とする証明書は、①住民票の写し（現在のものに限る。）、②住民票記載事項証明書（現在のものに限る。）、③印鑑登録証明書、④町民税・県民税課税・非課税証明書（現年度分に限る。）、⑤町民税・県民税所得証明書（現年度分に限る。）である。

開始時期は令和元年10月を予定している。

取扱事業者は、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートほか全国で37事業者

取扱店舗数は、全国で約55,000店舗、葉山町内で8店舗（いずれも平成31年3月末日現在）

取扱時間は、原則として午前6時30分から午後11時まで（町役場での取扱時間は午前8時半から午後5時まで）

ウ セキュリティ対策

コンビニ交付サービスについては、次のようなセキュリティ対策がとられている。

（ア） システム上のセキュリティ対策

専用回線の利用、通信内容の暗号化、証明書発行後データは完全に消去する。

(イ) 発行される証明書等に施されるセキュリティ対策

証明書の裏面に偽造・改ざん防止措置、コピーすると「複写」と表示される、裏面をスキャナで読み取り内容が改ざんされていないことを確認できる、「偽造防止潜像画像」を導入。

(ウ) コンビニ店舗におけるセキュリティ対策

申請者本人が多機能端末機で一連の手続を他人の目に触れずに行うことで個人情報保護される、専用の通信ネットワークの利用・通信内容の暗号化・証明書交付センターと多機能端末機でデータを保持しないこととして個人情報漏えい防止対策をとる、証明書交付センターで証明書データに共通的に偽造・改ざん防止処理を施す、多機能端末機の画面表示や音声案内で個人番号カードや証明書の置き忘れ防止対策を実施する、誤印刷が発生したときには店員が無効であることを明記した証明書を渡す。

(3) 検討

ア 葉山町個人情報保護条例第12条第1項では、「実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機その他の情報機器と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の情報機器を結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法（以下「オンライン結合」という。）により実施機関以外の者に個人情報（特定個人情報を除く。）を提供してはならない。」と定め、第2項では第1号ないし第4号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、当審査会の意見を聴かなければならないとしている。

本件諮問はこれに基づくものであり、コンビニ交付サービスが「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがない」と認められるかについて検討することになる。

イ 現時点でコンビニ交付サービスを導入することの公益上の必要性について

国の方針として個人番号カードの普及が掲げられており、コンビニ交付サービスもかかる普及策の一環とも考えられる。しかし、このことをもってコンビニ交付サービス導入の必要性ということはできない。むしろ、現状における個人番号カードの普及率（主管課の説明では、葉山町では約17パーセント）に照らして、コンビニ交付サービスを利用できる者は多くはないのではないかという問題もある。

しかし、コンビニ交付サービスは、全国的なシステムとして準備されているものであり、主管課の説明によれば、県内でも、すでに横浜市、川崎市はじめ15市が実施、横須賀市が来年2月から実施予定、町村でも葉山町のほか6町が今年10月から、湯河原町が来年1月から、寒川町が来年3月から実施予定とのことである。

葉山町では多くの町民が町外に通勤、通学等をしていることからすれば、平日昼間に町外で住民票の写し等の交付を受けられるメリットは大きいとの主管課の説明は軽視できるものではなく、個人番号カードを用いてコンビニ交付サービスを利用したい町民に対して、これを利用できないままでよいとは言い難い。

よって、当審査会は、コンビニ交付サービスの導入に伴うオンライン結合について、公益上必要と認める。

ウ 安全対策について

次に、「個人の権利利益を侵害するおそれがない」と認められるかの点について検討する。これについては、安全対策が十分にとられて、それが実行可能な状況であるといえるかが問題である。

コンビニ交付サービスは、証明書交付センターを地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が構築・運用する全国的なシステムであり、前記（２）ウにあるように、全国的な水準でさまざまな安全対策が取られている。

ただし、実際にコンビニ交付サービスを行うコンビニの現場における安全対策が十分に徹底されるかについては疑問な点もある。多機能端末機を使いこなせない利用者が、コンビニの店員に操作を依頼することなどがあれば、店員が利用者の個人番号等を含む個人情報を取得することが生じ得るという問題である。

この点について主管課の説明では、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）とコンビニ事業者とキオスク端末事業者の3者の業務委託契約の仕様書で、「利用者との折衝は市区町村が行うものとし、コンビニは利用者との折衝は行わないものとする」と定めているので、コンビニ店員が暗証番号やマイナンバーを聞くことはできない、コンビニ店員ができるのは端末のある場所を教えるところまでである、という。

これについては、本当にコンビニ店員が操作に一切関与せずにすむのか、葉山町に問い合わせをする必要がある場合に店員に連絡を頼むあるいは連絡の仕方を聞くということがないのか、それもないとするとかえって不都合ではないか等の疑問が出された。また、誤印刷の場合店員が証明書を渡すとしている（前記（２）ウ（ウ））ことから、店員の関与の可能性は否定しきれない。

（４） 当審査会の意見

コンビニ店員の関与等による安全上のリスクを完全に否定することはできないにせよ、現状で考えられる安全対策はひと通り取られており、コンビニ交付サービス導入の公益上の必要性は認められる。

以上のことから、諮問にかかるオンライン結合は適当であると認める。

ただし、葉山町においては、コンビニ交付サービス利用者が操作等に困った場合に

問い合わせに応じられる体制を整え、連絡先を町民に周知すべきである。また、コンビニ店員の関与の実情を含め、コンビニ交付サービスにおける安全管理と円滑な運用を確保する上で問題が生じていないか注意を払い、適切に対処すべきである。

よって、前記1のとおり答申する。